

論文の内容の要旨

論文題目 第一次世界大戦期イギリスにおける通商政策構想
氏 名 秋富 創

第 章

第一次世界大戦期から大戦後 1920 年代にかけてのイギリス経済政策・通商政策は従来、「断絶的」な関係にあると解釈されるのが常であった。特に通商政策では、「帝国膨張」路線と「帝国関税同盟」路線の交錯という観点から、大戦期は前者から後者への転換点と位置づけられる一方で、大戦後に再び前者が復活したと捉えられてきたのである。本稿の課題とは、大戦中に計画された「通商政策構想」に着目することによってこのような解釈に異議申し立てを行い、大戦期の「通商政策構想」と大戦後に施行された「通商政策」との関係が「連続的」であるという結論を導くことである。

第 章

1916 年前半期イギリスは、「連合国経済会議」への参画を通じて通商政策構想にコミットし始める。フランスから同会議の開催の打診を受けたイギリスは、商務省が中心となって会議プログラム（パリ決議）の草案作成に着手する。フランス側の代表者である商務大臣クレマンテルが「原材料の共同管理」や「特惠関税の相互付与」を骨子とする「連合国経済ブロック構想」を唱えたのに対して、イギリス商務省は事前の英仏交渉においてこの構

想の骨抜きを画策し、最終的には自国本意の構想を会議プログラムに反映させることに成功したのである。この構想とは、一方では「関税政策を含む選択肢」によって、大戦前ドイツに依存していた必須産業を保護・育成し、他方で中立国との通商関係の重要性に鑑み、対連合軍と対中立国の交易条件を平等に扱うという内容であった。総じて商務省は、連合軍協調体制というクレマンテル構想の枠組みには賛同しつつも、実のところ開放的なシステムの形成を目指していたのである。

これに対して、「帝国関税同盟」路線の代表的主導者である関税改革主義者ヒューインズは、クレマンテルの立場に近い閉鎖的な経済ブロック構想を計画していた。彼は、大戦前におけるイギリスの通商政策が帝国解体を助長していたという反省に立ち、帝国が一丸となって連合軍と通商条約の連鎖を完成させ、排他的な特惠関税を構築することでドイツ陣営を圧倒するという構想を打ち立てた。彼の構想とは、世紀初頭以来の「関税改革運動」において主張されてきた帝国特惠関税に連合軍特惠関税を接ぎ木し、敵国や中立国を露骨に差別するものであった。

しかし当時の代表的経済団体である商工会議所は、このような閉鎖的な経済ブロックではなく、商務省流の開放的なシステムを一貫して支持していた。彼らは関税政策の範囲については合意しなかったものの、ヒューインズのように関税政策を絶対視せずに、他の通商政策と並列的に扱うばかりか、それらの政策をドイツ流に総動員する構想を計画したのである。彼らにとってみれば中立国との通商関係は大変重要であったため、通商政策の総動員によってドイツからの経済的自立・帝国内生産の振興を図りつつも、開放的なシステムを堅持していくことこそが必要不可欠であった。

第 章

パリ決議採択後の 1916 年 7 月、パリ決議の結論と国内政策を整合させるために「商工業政策に関する委員会」(バルフォア委員会)が任命されたが、この委員会の報告もまた、商務省流の開放的なシステムを志向するものとなった。戦後復興期の「過渡的な方策」に関する暫定報告では早々と、「特惠関税の相互付与」・「原材料の共同管理」を謳うクレマンテル流の路線に見切りをつけ、「一時的な輸入禁止措置」・「自由な市場(価格)競争」を重視する商務省流の現実的路線を支持した。1917 年 1 月以降の「帝国特惠」をめぐる議論においては、書記アシュリの助言を受けた委員長バルフォア卿が、帝国特惠関税は食糧関税を必然的に伴うという点を憂慮する見地から、「関税以外の手段による帝国特惠」を提案した。

この提案は関税改革派の批判を浴びることになったが、それでも委員会は最終的に、事実上食糧関税の導入を棚上げし工業製品のみの特恵関税を新設するだけの、開放的なシステムの形成に同意することになったのである。

第 章

1916年12月にロイド＝ジョージ内閣が成立すると将来の「帝国会議」開催が正式に公表され、1917年3-5月には「戦時帝国閣議」と「戦時帝国会議」が同時に開催された。これらの会議では、当時ドイツが経済的に疲弊し、パリ決議が想定していたような「戦後の経済戦争」が起きる見込みはもはやないこと、パリ決議自体が連合国内部において齟齬を来し、同決議の枠組みが正常に機能する見込みは薄いことが明らかにされた。更には、アシュリ・ケインズによる賠償問題の提案を契機にして、ドイツに対して長期にわたる賠償を課すためにドイツの経済復興を是認し、大戦後ドイツを包含する国際協調体制を構築することが示唆された。すなわちイギリス一国のみならず帝国全体のレベルにおいて、連合協調体制を骨子とするクレマンテル構想の枠組みからの離脱が決定されたのである。

このような決定は、イギリス本国と植民地間の通商関係をめぐる議論にも影響を与えた。イギリス帝国は、食糧関税を含む帝国特恵関税の導入、すなわち事実上閉鎖的な経済ブロックの形成を求めるニュージーランドの提案を却下し、「帝国特恵を実現する手段を帝国内諸国の裁量権に委ねる」ことを合意した。このことはイギリスが晴れて、連合国や中立国のみならず植民地との間にも、商務省流の開放的なシステムを構築出来るようになったことを意味していたのである。

第 章

1917年2月以降バルフォア委員会は「必須産業」に代表される「中間的な問題」とは別に、いかなる「基礎的」産業に関税政策を導入するのかという「一般的通商政策」の問題に主として取り組むことになった。しかし委員会の内部では、「国内産業の振興」論に拠る関税改革派と「他産業へのダメージ」論に拠る自由貿易派が対立した。委員長のバルフォア卿は書記アシュリの助言を参考にして、後者の論点を重視する見地から「選択的関税政策」を主張し、最終的には委員会多数派の同意を取り付けることが出来た。彼は、イギリス輸出産業のコスト負担を出来る限り押さえることが、将来も重要であり続ける中立国市場において競争力を維持するための鍵と捉え、関税を賦課する産業の範囲を限定するこの

ような政策を主張したのである。バルフォア委員会は、中立国との通商関係を重視するバルフォア卿の意見を採択することにより、商務省流の開放的なシステムの形成を再び支持したことになる。

1917年7月にはロング委員会が任命され、戦時帝国閣議・戦時帝国会議において決定された「帝国特惠」問題が、最終的にイギリス国内の内閣レベルで検討されることになった。しかしこの委員会も新規の食糧関税を議論することはなく、砂糖・ワインなどの既存関税に対して判断を下しただけであった。すなわち彼らは閉鎖的な経済ブロックに代わり、商務省流の開放的なシステムを選択することに同意していたのである。

第 章

大戦後の通商政策の特徴は、茶・コーヒーなどの嗜好品やマッケナ関税製品への帝国特惠関税を規定した1919年財政法と、光学ガラス・磁石などの枢軸（必須）産業製品への関税、植民地から輸入される同製品の関税免除、他産業製品への反ダンピング関税を規定した1921年産業保護法に見られる。植民地から輸入が期待される嗜好品への特惠関税は高く設定される一方で、植民地がほとんど生産しないマッケナ関税製品・枢軸産業製品への特惠関税が寛大に扱われたこと、更には旧敵国製品のみへの反ダンピング関税賦課が公言され、しかも1925年までに賦課された製品がわずか4種類であったことは、大戦後の通商政策が原則的に世界中との通商を目指す「開かれた帝国」の維持を第一とし、特定の国内産業に対しては必要最低限の関税を導入するだけであったことを物語っている。すなわち1920年代には、ドイツに依存していた必須産業に対して関税政策を導入すると同時に、商務省流の開放的なシステムの形成を目指す、という新しい政策理念が芽生えていたのであり、これは「『開かれた帝国』政策」と「関税政策」という、「帝国膨張」路線と「帝国関税同盟」路線の要素を一つずつ兼ね備えた「総合」的政策に他ならない。このような政策を「第三」路線と命名するならば、その萌芽は、大戦中の商務省・商工会議所・バルフォア委員会の通商政策構想にまで遡ることが出来る。「第一次世界大戦期の通商政策構想」と「大戦後の通商政策」とは、「第三」路線を通じてまさに「連続的」な関係にあったのである。

19世紀を通じた商務省の通商政策、なかんずく通商情報に関する政策を概観すると、このような「第一次世界大戦期の通商政策構想」、すなわち「第三」路線の歴史的意義が明確となる。19世紀中葉における商務省の通商政策とは、海外の自由貿易市場を獲得するため

対外的に「公平な場と公平な立場」を求める、「厳格なレッセ=フェール」原理に則るものに過ぎなかった。しかし大不況期の 1880 年代には、「開かれた帝国」の堅持という基本方針を掲げつつも、個別企業の利害・関心に即して通商情報を提供し、対内的に「個人の自助努力の領域」に干渉するものへと変化していったのである。「第三」路線の歴史的意義とは、通商情報に代表される通商政策が第一次世界大戦を契機にして干渉の度合いを一層強め、遂には関税政策という「画竜点睛」を画することにあつたと言える。